

明恵関係聞書類としての

『観智記』鎌倉時代中期写本の基礎的研究

土井光祐

目次

はじめに

一、書誌概略

二、成立背景

1、講師・明恵上人

2、内部構造から推定される本資料の成立背景

三、国語史上の諸問題

1、音韻上の問題

2、語法上の問題

3、注意される語誌

おわりに

はじめに

京都府尾・高山寺所蔵の『観智記』三帖(重文第二部第四十一号一〜三)は、鎌倉時代寛喜三年(一二三〇)以降、恐ら

明恵関係聞書類としての『観智記』鎌倉時代中期写本の基礎的研究

くは明恵上人の示寂する貞永元年（二二三二）からさほど下らない時期の成立、書写にかかる、漢字片仮名交り文を主体とする資料である。奥書を有しないが、内部徴証により明恵上人高辨（一一七八—二二三二）による法談の聞書を基盤とするものと推定される。

明恵の法談には主に「講説」と「伝授」との二種があつたことは旧稿で考察したことがあるが、「明恵上人行状」の記述を重視すれば、「講説」には、特定の典籍の注釈を目的とした「講経」と、特定のテーマについて解説を行った「説法」との二つの概念が含まれている。⁽²⁾最もよく知られているのは「講経」であつて、明恵は三十点以上の典籍を対象としており、その聞書である「華嚴信種義聞集記」「解脱門義聴集記」「光言句義釈聴集記」等は国語史資料として重視されてきた。対して「説法」は、必ずしも「講経」や「伝授」のような定型化した場があつたとは限らず、折々の機会に種々の教学上のテーマについて行つた解説を広く含む概念と考えられる。近侍した弟子達は折々の師の発言を盛んに記録し、教学理解に資したのであろう。明恵が示寂すると明恵の学説に対する蒐集と保存の気運が高まり、多くの聞書類が編集されているが、「観智記」もそのような気運の中で成立した可能性が高い。

「観智記」に収載された聞書には、寛喜二年、同三年の識語を有するものがあり、この前後の「説法」に基づく聞書が中心を成すものと思われる。返読表記を多用した固い漢文訓読的表現を基調とする一方で、仮名書き自立語が多く見られ、諸処に中世語的言語事象が確認される等、非常に有益な用例を提供する国語史資料と目される。

本稿は、「観智記」の成立背景を確認した上で、特に国語史的観点から注目される諸事象の概略を記述し、鎌倉時代語資料としての性格の一端を明らかにすることを目的とするものである。

一、書誌概略

本資料は、綴葉装で、楮紙を用い、法量縦二二・二糎、横一四・九糎を算する。本文は、卷一・四十三丁、卷二・四

十一丁、卷三・二十五丁に、一面七行（稀に六行又は八行）、一行十五字前後で記されている。各巻共その後十丁余りの白紙を有する。各巻に共紙原表紙を有し（但し、巻一は下三分の二が欠損）、外題は、巻二以下に「観智記第二」「観智記第三」が本文と同筆で墨書されている（巻一は欠損の為「観」字のみ存）。本文は漢字片仮名交り文が主体であつて、部分的に朱点（仮名、声点、合点・鎌倉時代中期）、墨点（仮名、返点、声点・鎌倉時代中期）が加えられている。各巻第一丁表には「方便智院」単廓朱方印を有し、各巻表紙中央に、本文、外題とは別筆で「木中東三箱」と墨書されているが、これは高山寺蔵「方便智院聖教目録」（第一部一九三号「9」）の「東第三」の内容と一致する。⁽³⁾ 同目録の「東第二」「東第三」の二箱は明恵上人に特に関係の深い聖教を収めた箱であつたらしく、「東第二」には主に明恵上人の著作や自筆本、「東第三」には主に「光言句義釈聴集記」「真聞集」「護身法事」「隨聞秘密抄」「梅尾御物語」「五秘密」を始めとする明恵上人の講説、伝授による聞書類が集中している。「観智記」も明恵上人関係の聞書類の一つとして東第三箱に収められたのであろう。尚、高山寺には別に寛文五年（二六六五）に永弁が同書を転写した一本（第一一八函六五号）が所蔵されているが、その奥書には「以石水院經藏本寫之了」とある。「東經藏」の聖教は天文六年（一五三七）以前に法鼓臺聖教等と共に石水院密經藏に収められたものである。⁽⁴⁾

二、成立背景

1、講師・明恵上人

「観智記」なる名称が単に「智」を「観」するための記録という意味の命名であるのか、或いは何らかの典拠を有するのかは未勘である。聞書内には「観智儀軌」（不空訳「成就妙法蓮華經王瑜伽觀智儀軌」）からの引用があるが（巻一・二三才六）、後述のように聞書内に敷衍された参考典籍の域を出ない。

本資料が明恵説の聞書を基盤としていることは次の内部徴証により確認される。

明恵関係聞書類としての『観智記』鎌倉時代中期写本の基礎的研究

(1) 去年寛喜三年所勞之時キ大虚空界ヲ答ト云フ夢ヲ見タリキ(卷二・二四ウ七、「語入人空智法空智文事」)

(2) 又紀州三崎山ト申ス所ニ住セシ時キキトフシタルニ法門ヲラモハヘテネレハ外ホカナル人ノ帳臺ノ内ニサヌキワラタホトナル月ノアツト見ケル事(卷一・三〇ウ七、「金剛甲冑事」)

(3) 寛喜二年寛庚八月四日記云ノ變化ニハ衆生變化ト申スコトモアリ(卷二・三五オ五、「観一切法如佛變化等事」)

(4) 寛喜三年卯辛五月十日記云ノ佛變化者探玄記ニマトマ(上・上・上)化身ト云フ事ヲ申スニ化ノ上ニ化ヲ起スト釈ス(卷二・三六ウ四、「観一切法如佛變化等事」)

(5) 寛喜二年寛庚十二月廿三日於高山寺東谷禪河院御庵室上人御房午自取筆御點了依髮河已講之請也(卷一・三三オ三、「大慈三昧真言點事」)

「大慈三昧真言點事」

(1) は講者が寛喜二年に病中であつたことを示すが、これは「明恵上人行状」の、

○寛喜二年寛庚二月十五日ノ朝ヨリ不食ノ所勞ニ煩フ(「仮名行状」下四二オ)

○寛喜二年二月病中為示同法開此十門、願同意者、同入此一門者、生生必会知識前、沙門高辨病中記之(「仮名行状」下四三オ)

と符合する。(2)は紀州崎山に止住したことの回想であるが、崎山は父母に死別した明恵が伯母に預けられ養育された土地であつて、承元二年(一一〇八)には、

○承元二年冬比、梅尾聊依有其煩、又下向紀州、良貞入道後家尼田殿庄内崎山屋敷、為彼入道菩提施与上人(上山本明

恵上人行状(漢文行状) 卷中三二張、訓点省略)

の如く、「煩」のあつた梅尾を避けて伯母の住居に止住している。⁽⁵⁾

(5)は、本資料卷一「一 大慈三昧真言點事」(三一ウ三)にある識語であつて、「高山寺東谷禪河院御庵室」とは明恵の住房である。その祖本は明恵自筆の陀羅尼が梵字と漢訳とで引かれ、明恵による朱筆の声点が付されていたことを

示しており、本文にはこの後に個々の梵語を解説する片仮名交り文の聞書が置かれている。これは明恵が書写、差声した陀羅尼に対して自ら解説を行ったところの聞書が本資料に収載されたことを示している。

又、聞書部分には問答体が多用されているが、この中には、師の発問に対して義林房喜海（一一七八〜一二五〇）が応答している例が見られる。

(6) 抑此等ハ證果ノ故歟又イカナル事ソヤ義林房申云ク證果ノ徳ナラハ一切聖人如此マシマスヘシ必シモ不爾サレハ別ノ神呪ノ力等相加ル故ト心得ヘキ也（巻二・三〇ウ三）

右は聴衆の一人に義林房喜海がいたことを示すものであり、「華嚴信種義聞集記」「解脱門義聽集記」等にも類例が見られる。⁽⁶⁾ いずれも明恵上人の法談の場の実態を伝えるものとして理解されよう。

又、聞書内には、「解脱門義聽集記」に利用されている例話、比喩と同一の例が認められ、共に講師が明恵によるものとして追認されよう。

(7) 譬ハワタノヘ河ノ海ヨリ見レハ常ニ湖サシ入テ海也河ヨリ見レハセハクテ河ナルカ如ク初心ニテハ佛智ノ一分ヲワカチ取テ一ノスニシタルナリサレハトモスレハ佛果ノ智海カ來テサシ入ル也（巻二・一六オ六）

○此因分可説果分不可説ノ義ハ・源ト十地論ノ我且説一分ト云ヨリオコレトモ・三賢ニワタリテ・皆因果二分・可説不可説ノ義ハアル也・此ノ可説不可説ノ義ハ・ワタノヘ河ノ・海ニツ、キタルニソ似タル・河ヨリ見テセハキ分ハ・因分可説ニ似タリ・海ニツ、キテ・同一鹹味ナルハ・果海不可説ノ義ニ同スル也・但シ信位ソ・生得善ナルカ故ニ・果分不可説ノ義ヲ云ハサル・云々（「解脱門義聽集記」巻三・一二ウ一）

○唯一佛智印也・凡夫ノ方ヨリ見レハ・修從ノ漸次アルカ故ニ・差別施設スル也・例ノワタノヘ河ノ海ノ方ヨリ見レハ・同一鹹味ニシテ・海トヒトツニテ・河ヨリ見レハ・猶ヲセハクテ河ナルカ如シ・（「解脱門義聽集記」巻六・一一オ四）

以上により、本資料が、明恵による寛喜二年（一二三〇）、寛喜三年（一二三一）（明恵五十八歳、五十九歳）の「説法」に基づいた聞書を中心に編集されて成立したことは疑いを容れない。「明恵上人仮名行状下」によれば、明恵の「講經」は寛喜三年二月十五日が最後とされているが、右により「説法」だけはその後も行われて、その聞書の一部が本資料に収載されたということになる。即ち、本資料は、明恵上人最晩節の法談に基づく聞書類と位置付けることが許されるであらう。

2、内部構造から推定される本資料の成立背景

本資料は、(A)大意、(B)釋名、題目、(C)入文料簡の三種の大見出しを、朱筆「∴」を付して掲げ、その後五十の項目を、他の行頭より一字分上げた部分に「一」を付して見出しに立て、改行の後、片仮名交り文を主体とする聞書を置くことを原則とする。無論これらは周到な編集の成果であつて、中に有する識語の年次も順番通りとはなっていない。大見出し、見出しの一覧を示すと、次の通りである。

(卷一)

- | | |
|------------------------|-------------------|
| (A)「∴」大意 (二〇一) | (B)「∴」釋名 題目 (六〇五) |
| (1)一 儀軌説相事 (二〇二) | (7)一 文點事 (六〇六) |
| (2)一 諸儀軌次第前後廣略等事 (二〇六) | (8)一 儀軌事 (六〇六) |
| (3)一 種子事 (四〇二) | (9)一 配六種釋事 (七〇四) |
| (4)一 三摩耶形事 (四〇二) | (10)一 釋字事 (七〇二) |
| (5)一 印事 (四〇四) | (C)「∴」入文料簡 (八〇四) |
| (6)一 本尊事 (四〇六) | (11)一 初偈頌事 (八〇五) |
| | (12)一 四縁事 (八〇二) |

- (13) 一 法隨法行事 (九〇七)
- (14) 一 入大曼荼羅事 (二〇〇一)
- (15) 一 越三昧耶事 (一一〇七)
- (16) 一 取河兩岸大事 (二二〇一)
- (17) 一 地天真言加持事 (二三〇四)
- (18) 一 普賢行願事 (二三〇二)
- (19) 一 無量壽命決定如來事 (二四〇二)
- (20) 一 入佛三昧耶事 (二四〇七)
- (21) 一 印相事 (二五〇四)
- (22) 一 a字遍一肘重事 (二五〇七)
- (23) 一 a字本不生事 (二五〇四)
- (24) 一 專注一緣事 (二六〇五)
- (25) 一 十六想觀事 (二九〇三)
- (26) 一 入佛三昧耶真言事 (二〇〇一)
- (27) 一 則見一切如來地事 (二〇〇五)
- (28) 一 三道界事 (二〇〇一)
- (29) 一 地波羅密事 (二〇〇三)
- (30) 一 法界生事 (二一〇六)
- (31) 一 轉法輪事 (二二〇二)
- (32) 一 金剛甲冑事 (二二〇七)
- (33) 一 大慈三昧真言點事 (三一〇三)
- (34) 一 梵漢相對音點等料簡 (三三〇七)
- (35) 一 道場觀事 (四一〇四)
- (36) 一 五供事 (四二〇六)
- (卷二)
- (37) 一 實相三摩地事 (二〇一)
- (38) 一 一切法如幻等文事 (二〇六)
- (39) 一 無所得以為方便□事 (五〇四)
- (40) 一 無所得義事 (六〇四)
- (41) 一 淨妙佛条等文事 (六〇二)
- (42) 一 樂受告受等事 (九〇四)
- (43) 一 如影像事 (一一〇一)
- (44) 一 如光影乃至不即不離文事 (一一〇三)
- (45) 一 即證真如事 (一一〇一)
- (46) 一 觀一切法如水月等事 (三一〇一)
- (47) 一 觀一切法如佛變化等事 (三四〇一)
- (48) 一 大空三摩地事 (三七〇三)
- (49) 一 觀法廣略事 (三八〇二)

- (50) 一 真證門事 (三九ウ一) (卷三)
- (51) 一 自覺聖智境界所得事 (三九ウ五)
- (52) 一 三摩地印事 (四〇ウ六)
- (53) 一 通達心真言點句義事 (四一オ三)
- (54) 一 通達心菩提心文修分別事 (一オ一)
- (55) 一 為青為黃等廣略事 (五ウ四)
- (56) 一 悟入人空智法空智文事 (六オ三)

(A) (B) (C) の各大見出しは本文内の主旨と概ね一致しており、殊に(C)は特徴的である。即ち、聞書に典故が明示されないまま他典籍の章句が引用されている場合は、行間に朱筆で典故名を書き入れており、更に、聞書の後にその典籍の章句を抄出して、出典の確認を行っている。一例を挙げると次の通りである。

〔五教章中巻〕(朱筆)

唯智境界非事識以此方便會一乗ト云テ如此シ談ハ皆智眼ノ前ヲ實ニシテ云フ事也サテ凡支門カラ見レハカリソメナリ是ヲヌリカタメクシテアレハ終ニ佛果ヲ證シテ見レハ初心ト同也 (中略)

五教章中云

一 即具多名惣相 多即非一是別相 多類自同成於惣 各鉢別異類於同 一多縁起理妙成 壞住自法常不作 唯智境界非事識 以此方便會一乗_文 (卷二・一四オ二)

「入料簡」の「料簡」とは、『大漢和辞典』の記述に拠れば「はかりえらぶ」、「はかりしらべる」の意であり、「解脫門義聽集記」巻十奥書の「己上ニケ度記并林師令記給先師口決或便宜之時一両文料簡等類集之間於義便有前後相違事歟後者刊定矣」、起信論本疏聽集記の「而ニ此文ヲ東大寺尊勝院ノ、此劫不覺ヲ料簡シテ云ク。一劫。云云 遼ニルニ一年二年無劫名。漸漸ニ經行シテ劫ト云フ名出来時初テ覺ナリ。(中略) 此料簡ニアマタノ難アリ。先ツ同大師御作五教章ニ此文ヲ判シテ云ク。此文但惣相説。云云 八六四二萬等ヲ惣シテ各ノ劫マテサメスト云也。此文ニ大ニ相違ス。」(巻四末・一五一中一四) 等

(表一) 「観智記」における他典籍の敷衍、引用

(典籍名は原本のまま)

	聞書内	聞書の後への付加
(A)	ナシ	ナシ
(B)	(10) 遺経論ノ疏	遺教経論記第一
	(12) 心地観経 婆沙論	心地観経第三報恩品 婆沙論(本文無引用)
	(24)	浄諸悪趣経上 五十要問答上
(C)	(32) 観智儀軌	大日経第四
	(38) (円覚経略疏)	円覚経略疏第二
	(41) 十明論 密嚴経	十明論 秘密密嚴経第一
	(42)	俱舍論第一 光法師疏釈
	(44) 俱舍論	俱舍論第四

	(45) 五教章中卷 仁王経 六十華嚴経 菩提心論 大日経	華嚴五教章第四 仁王経下 華嚴経第九 華嚴経疏演義抄第十九 華嚴経探玄記 菩提心論 大日経疏第二 華嚴孔目章第四
	(46) 菩提心論	菩提心論
	(54) 大日経	大日経第一
	(56) 俱舍論 密嚴経 俱舍論第廿九 華嚴経探玄記第三 (悉曇藏) 探玄記 唯識論ノ概要	俱舍論第三十 大乘密嚴経第一 俱舍論第廿九 華嚴経探玄記第三 悉曇藏第二 華嚴経探玄記第三 唯識論概要上 唯識論概要述記第一

※()内は、典籍名を明示しないもの。

を傍証に考えると、具体的には「教義、学説の検討」、派生して「教義、学説上の典拠の検討」、或は、その検討結果が示された記録という意味で用いられている。即ち、本資料の(C)「入文料簡」は、明恵が法談で引用、敷衍した典籍について、その出典に遡って確認、検討し、師説をより深く理解することを主たる目的としているものと考えられる。

本資料内の聞書内において引用、敷衍された典籍名と、聞書の後に置かれた出典典籍との関係を整理すると表一の通りである。

注意されるのは、右の典籍の内には明恵上人が講經の対象としたものが、多数含まれているという点である。年次の明らかかなものだけに限っても、「華嚴經探玄記」(建久九年(一一九八)、承元元年(一二〇七))、「華嚴經疏演義抄」(正治二年(一二〇〇))、承元四年(一二二〇))、「華嚴五教章」(建仁元年(一二〇一))、大日經疏(建曆元年(一二一一))、同二年(一二一二))、建保元年(一二二三)、承久二年(一二三〇))、遺教經(建保三年(一二一五))、大方広円覚略疏注經(建保三年(一二一五))、建保四年(一二二六))、菩提心論(嘉禄元年(一二二五))等が確認される。本資料は、章段によって用語に著しい差が見られるが、後述の中世的言語徴証や平安時代和文に特有の語は、表一に掲げた、特定の典籍の章句を引用、敷衍した部分に集中的に認められるのであって、この部分は「華嚴信種義聞集記」「解脱門義聴集記」等の講經の聞書類と非常に近似した性格を有していると言えそうである。或いは、「観智記」に資された聞書の大半は、見出しにあるテーマの法談に基づくものではなく、右の典籍に対する講經の聞書の中からテーマに合致する部分を適宜抄出して、編集されたものなのかもしれない。

三、国語史上の諸問題

一般に聞書類は注釈対象の理解の達成という点に第一の目的があるわけであるから、それを越えた特別な意図を持って師の発話が写し取られていると無批判に考えることには慎重でなければならない。現に本資料は、章段によって用語、

文体に著しい差が存するのであつて、全体を等質なものとして扱うことは不可能である。あくまで本文の基調をなす表現は当時一般の書記言語と同様、返読表記や文末表現に「ナリ」「ベシ」等を多用した注釈文体である。当時の教学資料に一般的な漢文訓読語の使用も随所に確認される。一方で、部分的に、実際の法談の場における口頭の表現を混入させた点もあるものと推定され、当代の教学資料に一般の書記言語には認め難い興味深い言語徴証を確認することができるといふ。以下、本稿では、主に中世に現れる新しい言語徴証を中心に記述することとし、古代語的要素との関係や網羅的な書記言語規範の弛緩の問題、総合的な文体の問題、伴う言語意識の問題等については別に改めて論ずることにしたい。

1、音韻上の問題

母音に關係する問題としては、連母音の才段長音化の問題がある。

○其ノ知ラスル間ノ相博ニ番近ノテウノカンナノ様ニ方ノ法相ヲ説ク也其ノテウノカンナノ沙汰許ニテ造リ出シタルモノモ無キ事ハ(卷三・一三〇三)

「テウノ」は「手斧」のことであつて、「テヲノ」とあるべき例である。小林芳規博士は当代の類例を多く挙げ、才段長音化による表記上の混乱と推定されている。

副詞「ヤガテ」の母音交替形「ヤガタ」は、柳田征司氏が指摘されているように明恵關係資料には比較的目立つ。本資料においては、「ヤガテ」三例に対し、「ヤガタ」六例が確認される。

(ヤガタ)

○其ハ生死ニアテヤカタコヽヲキヨメタル也(卷一・二四ウ三)

○煩ヒモナクヤカタコヽカ浄土ニテアルトキニハカキ方ヲ云ヘル殊ニハヤキ也(卷二・二七オ三)

○然レバ今生ヨリ學シテヤカタ修シテ世々生々カカクテコソハ経ノホラヌトラホユ如何(卷二・二九オ五)

○自覺聖智ト云ハ我カ心カヤカト大空ニナル也(卷二・三九ウ六)

○サテヤカタ微心ノ明ヲ以テ(卷三・三〇一)

○因ノ三(上墨圈点)相(平濁墨圈点)トヨミタルケルヨリアヤカタヨミツタヘタリト申ス也(卷三・一四〇三)

(ヤガテ)

○五相成身ハヤカテ螺髮形ノ尊ヲ以テ成身セリ(卷一・三〇五)

○妄想ヲサヘテヤカテ正智如クニナス也(卷一・九〇三)

○サレハ三部被甲ト云モヤカテコ、ニテ即身成仏シタル様ヲツクリタリ(卷二・二三ウ四)

促音は、「ツ」表記が一例のみで、他は無表記である。尚、「解脱門義聴集記」に見られる小書き「ツ」は、本資料には見られない。

(ツ表記)

○又ウ平ハ(上濁)等モアミタ佛申テヒツチキリテ出事モアリ(卷一・二三ウ四)

(無表記)

○先ツ静處ニアテ法無我智ヲシテ(卷一・一六ウ二)、○甲冑ヲ以テ身ヲカサテ諸惡ニ往来スルニ(卷一・二二〇二)、○両ケノ比丘アテ佛法ヲ住持スト云フ事アリ(卷一・二六〇一)○煩惱ニヨテ法空ヲ躰トシタル生ヲ受テ(卷二・二二〇四)、○又初ニアテ後ノ處ニアタレリ(卷三・二〇三三)、○識アテ境ノ中ニ於テ行スルナリ(卷三・二〇〇三)、○此ノ智カニヨテウケタツ身ハ(卷二・二二〇四)、○材木モテハコフ程ノ功德ハアルヘシ(卷二・三三〇七)、○唯識性ノ詞ヲモテ第七転聲ニ寄テ(卷三・二〇〇四)

「ヒツチギル」は、「ヒキチギル」の促音便化したものであるが、「起信論本疏聴集記・同別記聴集記」にも用例が見ら

れ、語彙的にも注意される。

唇内撥音 (m) と舌内撥音 (n) の混同は、鎌倉時代中期においては既に普通となっており、本資料においても当代の一般的な状況を示している。一部を示すと次の通りである。

◎唇内撥音 (m)

(ム表記)

○ツトメテアラム|スル也 (巻一・二五ウ三)、○答サモヤ申シケム (巻三・四ウ二)、○不審^{シム} (巻一・三〇オ四)

(ン表記)

○戒受ヨナムトイハン|ハコノ世ニハ (巻一・二五オ三)、○サタメムト云ハン|ニハ (巻三・二ニウ七)、○委細ナルカ故ニ略せん^{マヤ} トセハ煩ヒアリヌヘキ也 (巻一・一ウ四)

◎舌内撥音 (n)

(ン表記)

○因^イ明 (巻三・二ニオ二)、○コノ有身見ナン|ト申ス (巻三・二ニオ五)

(ム表記)

○トラヘヨナム|トモ (巻一・二ニオ四)、○實^{ヤト}ニ經藏ナム|トニ (巻一・三六オ三)

「イツコ」「イツレ」「イツチ」の狭母音脱落と母音交替とによる新語形「ドコ」「ドレ」「ドチ」は、既に平安時代より指摘されているが、明恵関係の聞書類でも「トチトモナク^{上獨平上上〇〇}」「光言句義釈聴集記^{上三四六}」等が知られている。本資料にも次の例が確認され、口語的徴証の一つと認められる。

○只アマタノ義アルヘシトテトモナク向テ云ヒユカムハアマリ正躰ナキコト也(卷三・二二ウ四)
 本資料には、和語に声点の付された例があるが、濁音節に複点が用いられている為、語頭濁音を有することが確認される例がある。次の例は、擬態語をサ変動詞化した例であつて、語彙的にも注目されよう。

○戒ヲマホラネハヤハヤカナハムスルナトヲホヘテ心カケ(平濁)エ(平)スル也(卷一・二五オ二)

2、語法上の問題

終止形と連体形の合一化は、鎌倉時代の口頭語では相当に進んでいたものと推定されるが、本資料は定型的な注釈文体が大半を占めている為、量的には目立たない。本資料においては次の五例が確認される。

○禅恵房ノモトナル人某カ身ニフタヲヒシトツケテ入ルト見タリケルト後ニカタル(卷一・三〇オ四)

○又紀州ニ崎山ト申ス所ニ住セシ時キキトフシタルニ法門ヲモハヘテネタレハ外ナル人ノ帳臺ノ内ニサヌキワラタホトナル月ノアルト見ケル事(卷一・三二オ三)

○イカニモアレシヌルト云フ事ノアル也(卷二・二八ウ七)

○金剛界儀軌ニ前ニ拳ケタルラムハ其ハ此観□處ニ決定當リタルト見エハサ□様モアルラム(卷三・五オ七)

○凡ソ正智ノ修行シテトヲリタルト云ハコノ有身見ナント申ス事ニ向フ也(卷三・二三オ五)

右は各活用形の職能の境界が薄くなつてきていることを意味するが、同様のものとしてサ変活用の已然形が二段活用の已然形と混乱している例が確認される。

○如此ニ上位ヲ取テ我カ心ニスルレハ初心後心皆ナ同スル也(卷二・三一ウ七)

又、本来連用形の使用されるべき所に連体形が使用された破格も見られる。

○古キ童子ノ唯摩堂ニトモシアルキケルカ聞キ傳ヘタルケルヲ師ニシテナラヒケル程ニヨクモ知ラスシテ因ノ三(上墨圈)

忠 相(平瀧墨園点 トヨミタル)ケルヨリ(卷三・一三ウ七)

尚、結びに連体形、已然形を取る係助詞は「ゾ」一例、「コソ」一二例が認められるが、結びの破格は確認されない。連体形が格助詞「ノ」を介して体言を修飾する用法は古代語では原則として見られないが、本資料には次の例が見られる。

○或時ハ中くニ此等ヨリモ多クコロツノ所ノ義トモヲトリアツメテヒロ廣ケテスル時モアリ(卷二・三八ウ一)

3、注意される語誌

動詞

平安時代以前には確認し難い動詞を挙げておくと、次の通りである。

【言ひ定む】スコシノユルクトコロモナクチヤウ丁ト云ヒサタメタル也(卷三・二三オ三)

【入れ組む】此ノ観智ヲヲコス位ニハ夢トウツトライレクミテ是ヲ(墨抹消)ニカハリタル時切ヲ別ニ不立也(卷二・一八オ一)

【かせぐ】如此ノ所トコロヲ不知シテ生々世々ヲヘシ(上瀧墨星点)トカセクハ(卷二・二六ウ七)

【かせぐ、垂らす】是ヲカセキテアセラタラシテセハ堂ツクラムトテ汗アセヲナカシテ材木モテハコフ程ノ功德ハアルヘシ(卷二・三三オ六)

【げゑす】戒ヲマホラネハヤハヤカナハムスルナトヲホヘテ心カケ(平瀧)エ(平)スル也(卷一・二五オ二)

【育つ】サテシツカニソタチテ正ク王位ニ舜ル事不審ナキカ如ク(卷二・二五ウ六)

【ひそめく】父ノ大王母ノキサキ后ヒソメキテ太子ヲツクリタテツレハ(卷二・二六ウ五)。ソレ知ルコトハ論儀シテヒソメクニ

モヨラス(卷二・二八〇三)

【ひつちぎる(引千切る)】又ウ(平)ハ(上瀬)等モアミタ佛申テヒツチキリテ出事モアリ(卷一・二三ウ四)

【へのぼる(経上)】カクテコソハ経ノホラメトヲホユ(卷二・二九オ六)

【舞ひ踊る】則チ此ノ信智起リヌレハ是ヲ祝テロクロニテ物(惣)をミセケチヲマキアケテ其上ニテ舞ヒヲト(上瀬墨星点)リ(墨

星点卒)スル様也(卷三・六ウ七)

【磨き取る】生ヲ受テ其ノアカヲミカキトリタル也(卷二・二二オ五)

【わちくる】サラヌハアサキ也是カワチクリ(上・上・上・平)タル也(卷二・二五オ五)

この他に、動詞連用形を疊語名詞とし、サ変動詞化させた例が三例、「見う見うす」が一例確認される。

【取り取りす】シハシ年ヲ積テ學文シテ其ノ中ノ味ヲシタテトリくシテ心器ニイレアツメテ此ヲ以テ力ニシテヲコナフ

ヘキ也(卷二・二八オ二)

【摺み砕き摺み砕きす】是ヲカク見テツカミクタクくシタル也(卷三・二四オ五)

【塗り固め塗り固めす】サテ凡支門カラ見レハカリソメナリ是ヲヌリカタメくシテアレハ(卷二・一四オ五)

【見う見うす】成佛ニハアラス其ヲミウくスルニ何物モ生死ニアルニクルシミナシ(卷一・二四ウ五)

右の内、「味ヲシタテトリくス」は、「味を舌で取りくす」の意味であつて、一種の譬喩表現である。「ミウくス」は後述のように、「見ル」に助動詞「ウ」が下接したもので、注目される。

形容詞、形容動詞

形容詞としては、平安時代より見られる副詞「タビタビ」が形容詞化した「タビタビシ」の例が注意される。

【度々し】實ニモ此カ様ニセムトセハシツカスシテタヒくシクテアシカリヌヘシ(卷一・一四オ二)

形容動詞としては、接尾辞「ゲ」による派生語に注意されるものが見られる。

【あどなげなり】我ハシタモチ心経ハシヨمامト云ヘカシトラモヘトモサイハ、アト〔平濁〕ナケナリトイハレシトラモヘ
ハ其ハ自然ニコソナト答フル也（巻一・二九〇一）

【秀句げなり】外道此ニ住テ利口ニ實我ノ躰ヲ建立シテ秀句ケナルハ佛ヶ先ツ是ニ對シテ破シ給フ也（巻三・一一ウ五）

「アドナゲナリ」は「あどげない」意の形容詞「アドナシ」に接尾辞「ゲ」を付して形容動詞化したものであつて、「アドナシ」「アドナゲナリ」共に平安時代以前には確認されない。本資料には濁声点が付されており、注目される。

「秀句ゲナリ」は漢語名詞に接尾辞「ゲ」を付したものであつて、中世以降に活性化する用法である。

明恵関係聞書類には接尾辞「ゲ」を用いた多様な派生語が認められるが、「華嚴信種義聞集記」「解脱門義聽集記」「光言義釈聽集記」「却癡忘記」の全例を語構成によつて整理しておくとかの通りである。

（形容詞ク活用語幹）

悪ニクケナリ（華嚴一・二ウ二）、表モナケニテ（華嚴四・五ウ六）、キタナケニ（解脱一・四二オ七）、ハシタナケニ（解脱二・三ハウ八）、オトナケナク（解脱四・八オ六）、オトナケナキ様（解脱六・五ウ二）、アトナケナル（平・平濁・平・平濁・〇・〇）（光言句上四三四）、ヨケナル（光言上四五）、心ヨケナルカ（却癡下一オ一四）

（形容詞シク活用語幹）

イカメシケナル人（解脱二・三九オ四）、ユ、シケナル（解脱四・八オ六）

（形容詞カリ活用（或いは動詞的接尾辞「ガル」連用形か））

興キカリケナル（華嚴四・三ウ四）

（助動詞ナリ）

化ケナリケナラムスル也（華嚴四・二二ウ五）、草案ナリケニテアルヲ（解脱六・七オ三）

(助動詞タリ)

思ヒタリケ也(華嚴二・三五〇二)、物ヲホヘタリケナル歟(解脫六・二二ウ四)、思召レタリケナル(解脫六・三八ウ二)

(助動詞ベシ)

出ヌヘケナリ(華嚴二・二四ウ二)、ワルカリヌヘケ也云々(華嚴四・九〇三)、タリヌヘケナリ(上・平・平・上濁・上濁)(光言上五四八)

(漢語名詞)

草案ケナリト云也(解脫六・七〇四)、不覺ケナル(「オボツカナゲナリ」か)(華嚴四・一一〇三)

(動詞)

分別アリケ也(華嚴四・五ウ六)、分限アリケ也(解脫十・四〇七)、事相アリケナリ(光言下二四九)

接尾辞「ゲ」による派生は平安時代和文にも屢々見られるが、源氏物語では形容詞語幹＋「ゲ」が大半を占め、助動詞＋「ゲ」は「しろしめしたりげなり」の一語一例、漢語名詞＋「ゲ」は「勞げ」の一語一例が見られるに過ぎない。

右は、中世以降の漢語の一般化とも関連して漢語にも下接する例が現れるなど、鎌倉時代口語における用法の拡がりを端的に示している。

副詞、接続詞

明恵関係の聞書類では多様なオノマトペの使用が特徴的であるが、本資料においては比較的少なく、「タラ、ト」「タラリト」「ヒシト」「ミサミサト」の四語が見られるのみである。この内、「タラ、ト」「タラリト」「ミサミサト」は平安時代以前には確認し難い。

○此等カ様ナル事ニ付テ義ヲアラセテス、オリハシ漬ヅル様ニテタラ、トハキナス也(卷一・二一〇五)

○クハシクイヘハ五相成身等ノタラリト觀シタルハ根本定也(卷一・一七ウ六)

○ウタラヒシトツケテ入ルト見タリ(巻一・三〇オ三)

○キワくシキトヲホシキ人ハ此躰ナル文ヲ見テミサくトシテエセ文ナムト申也(巻二・三五オ一)
他注意されるものとしては「イクラホド」「ヨクモ…(打消)」「チャウド」がある。

○イツレノ方イクラホト注テアリト云フ佛条アルヘシ(巻二・六ウ五)

○師ニシテナラヒケル程ニヨクモ知ラスシテ因ノ三(上墨圖忠相(平濁墨圖忠トヨミタルケルヨリ(巻三・一四オ一)

○無障無礙ナル處ニト取り付クヘキ也(巻三・七オ七)

○スコシノユルクトコロモナクト云ヒサタメタル也(巻三・二三オ三)

○コレカサへツレハ我レハワレ佛ハ佛ニテトシテアルナリ(巻三・二三オ七)

「イクラホド」「ヨクモ…(打消)」も平安時代には通常見出し難い例であつて、本資料の例は相当に早い時期の確例として注目される。「チャウド」は、「しつかりと」「きちんと」「確実に」の意味であつて、早い時期の例と言えるであろう。「解脱門義聽集記」には五例の「チャウド(丁ド)」があるが、内一例は複点を用いた声点付きの例であつて、これにより当代のアクセントと清濁とが確認される。

○此ノ六相ヲ以テ・チャウト(上・上・上・平濁)・マロカシツレハ・唯心廻轉善成門ト云ニ(解脱四・一八オ五)

副詞「サ」「シカ」を有する副詞群と、それが転成した接続詞、連体詞群は、本資料の場合、「サ」系が七五例(「サ」一例、「サテ」二二例、「サモ」一例、「サホド」一例、「サラバ」二例、「サル」一例、「サレドモ」二例、「サレバ」三例)に対し、「シカ」系の仮名書き例は一例のみ(「シカリトラポユルラ證スト云フ(巻二・一三オ三)で、他は「然ルニ」二例、「然ニ」一例、「然トモ」一例、「然ラバ」一例、「然レバ」六例、「而モ」一例、「不爾」一例、「可爾也」一例となつている。

代名詞

代名詞では、「コレ」が形式名詞「テイ」に連接した「コレテイ」、「イツチ」の変化形「ドチ」が注意される。

○是躰シテナル法門ヲハツクリ物トナツケタリ (卷二・三五ウ三)

○トチトモナク向テ云ヒユカムハ (卷三・二二ウ四)

又、平安時代の漢文訓読文では通常見出し難い「アナタ」「アナタコナタ」も認められる。

○只アナタノ義アルヘシトテ (卷三・二二ウ三)

○是ハ土ノスクナカラム時ノ作法也雨岸者アナタコナタトラムスルニコソ當世御略法界ニ (卷一・二二ウ四)

助動詞・助詞

助動詞は、注釈文体が多用されていることから推測されるように、体系としては単純と言えるが、語形的に注目される例としては、推量「ウ」二例、願望「タシ」二例、それに接尾辞「ガル」が下接した「タガル」二例、「ゴザンメレ」一例が指摘できる。いずれも中世以降に活性化する助動詞であって、口語的徴証であることが指摘されている。⁽¹¹⁾

○其無為ヲ見ウクトシタル也其無為ヲ見ムトセサレハ成佛ニハアラス其ヲミウクスルニ何物モ生死ニアルニクルシ

ミナシ (卷一・二四ウ五)

○サテ人ノシラヌヲハ我カ如ク知ラセタキ也 (卷一・二二ウ五)

○五色界道ノ真言カキタケレトモ多キカ故ニ (卷一・三〇ウ三)

○而ニヒトヘニ生死ヲ出テタカルハ是ニ乗也 (卷一・二三オ一)

○イニシヘノ聖智ハ天王寺ヘマイリタカルカ如シ (卷三・二四オ二)

○問如是ノツホヲハイカクシテ修行シ得ヘキ歟 答ヤウモナク如此ノコトハリラ聞テシツカニヲコナヒテ心シツマラ

ハヤウレコクコサンメレコノイフ處ハナトラ (卷二・二七ウ七)

又、「死ヌ」に完了の「ヌ」が接続した一種の過重表現は、院政時代より見られるが、本資料にも次の例が見られる。

○サレハ律宗ノ人モ須史ニ死ニナムトス者何ソ勞^{クセム}多事ヲト仰セラレタリ(卷二・二八ウ八)

「ムズ」は、平安時代より口語的性格の強い助動詞として知られているが、本資料には次の八例が認められる。

○兩岸者アナタコナタヲトラムスルニコソ(卷一・二二ウ四)、○カナハンスルナトヲホヘテ(卷一・二五オ二)、

○僧ハ三學ヲツトメテアラムスル也(卷一・二五ウ三) ○ヤワラケ讀ム様ヲ知ラサル人ノキヲリニ申サムスル事也(卷

一・三六オ二)、○穢土ニテコソアラムスラメ(卷二・七オ二)、○滅ニ其謂アリシエムスルコトハサルナカニアルヘキ也

(卷二・一四ウ七)、○ヲホヘムスル也(卷二・二八オ一)、○只今シナンスル事不重ナシ(卷二・二八ウ六)

助詞としては「バシ」(二例)の使用が見られる。

○我ハシタモチ心経ハシヨママト云ヘカシトロモヘトモサイハノアト(平瀧)ナケナリトイハレシトロモヘハ其ハ自然ニ

コソナト答フル也(卷一・二八ウ六)

右の他にも、本資料には注目される言語事象は非常に多いが、特に新生面の中から主なものを摘記した次第である。

おわりに

以上のように、「観智記」は、国語史的に注目される言語徴証を多く有しており、新たな明恵上人関係聞書類の一つとして重視されるべき資料と思われる。

特に注意されるのは、右の中世語的事象、或いは和文的要素等の、いわゆる非書記言語的な徴証が、少数の例外を除いて、他典籍の引用、注釈を展開している先の表一掲載の限られた章段に集中しているという事実である。この問題は、本資料の成立背景とも関わる重要な問題であって、表記等、他の言語徴証を含め、総合的に分析する必要があるであろう。

又、聞書類に共通して想定される本文の生成過程の問題も課題として残されている。聞書作成の実態、編集作業の具體的内実は、現存本文を国語史資料としてどのように取り扱い得るかを決定する重要な問題と言える。次の課題として位置付けておきたい。

注

(1) 拙稿「高山寺関係聞書類の資料的性格と学統——講説聞書と伝授聞書とをめぐって——」(訓点語と訓点資料第九十五輯、平成八年三月)

(2) 「明恵上人行状」には「講經說法」という用語がしばしば出てくる。

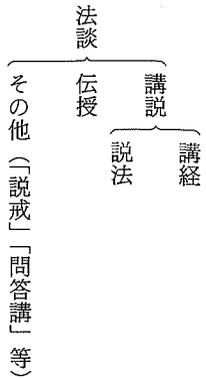
○建暦二年壬申秋比、或所ニシテ上人講經說法ノ次ニ、選擇集ノ中ニ處クニ一向專修ノ行ヲ立トシテ、菩提心ヲ撥去シ(明恵上人行状(仮名行状) 下一オ)

○二月十五日涅槃會、幼年ノ昔ハ講經說法ニヲヨハス、偏ニ山林深谷ニ後ヲクラクシ讀經念佛ヲ專シテ佛恩ヲ念ス(明恵上人行状(仮名行状) 下六ウ)

「講經」という行為は、特定の典籍に対した注釈的講義を指すもので、次ような記述が見られる。

○寛喜二年二月十五日ノ涅槃會ヨリ、日中ノ遺教經ノ講經ニアヒツ、キテ涅槃講ノ式許行テ、十六羅漢遺跡舍利講ノ三ノ式ナラヒニ稱名等ノ夜ノ分ノ所作ニライテハ、コレヲ止メラレ畢ヌ(明恵上人行状(仮名行状) 下一二オ)

右に基づき、明恵の法談活動を整理すると、次のようになる。



- (3) 金水敏「方便智院聖教目錄」(『明恵上人資料第四』平成十年一月)三九七頁。
- (4) 宮澤俊雅「高山寺経蔵聖教内真言書目錄」(『高山寺古目錄』解説)
- (5) 明恵上人と紀州崎山との関係については、奥田勲「明恵 遍歴と夢」(昭和五十三年十一月)に詳しく論じられている。
- (6) 「華嚴信種義聞集記」「解脱門義聴集記」に類例がある。詳細は拙稿「義林房喜海の講義とその聞書類について」(中央大学大学院研究年報第二一号、平成五年三月)参照のこと。
- (7) 「寛喜三年(一一三二)二月十五日ハ即チ是レ上人最期ノ講経ナリ」(仮名行状下)
- (8) 小林芳規「中世片仮名文の国語史的研究」(広島大学文学部紀要特輯号三、昭和四十六年三月)
- (9) 柳田征司「『梅尾御物語』備忘」(鎌倉時代語研究第十一輯、昭和六十三年八月)
- (10) 池田亀鑑編『源氏物語大成』による。
- (11) 小林芳規「鎌倉時代の口頭語の研究資料について」(鎌倉時代語研究第十一輯、昭和六十三年八月)
- 小林芳規「鎌倉時代語研究の方法」(鎌倉時代語研究第十五輯、平成四年五月)
- (12) 吉田金彦「中古近古における推量語「むず」「むとす」の用法」(国語と国文学昭和三十七年三月)
- 吉田金彦「『むず』(んず)の成立」(国語国文昭和三十七年八月)
- 小林芳規「中世片仮名文の国語史的研究」(広島大学文学部紀要特輯号三、昭和四十六年三月)
- 小林芳規「鎌倉時代の口頭語の研究資料について」(鎌倉時代語研究第十一輯、昭和六十三年八月)

明恵関係聞書類としての『観智記』鎌倉時代中期写本の基礎的研究

〔付記〕 本稿を成すにあたっては、高山寺御当局より格別の御高配を賜り、又、高山寺典籍文書綜合調査団の諸先生より貴重な御助言を賜った。記して厚く御礼申し上げる次第である。尚、本稿は平成十一年度日本学術振興会科学研究費補助金・奨励研究 A の成果の一部である。